

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	乳幼児等医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南国市は、乳幼児等医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

乳幼児等医療費助成に関する事務は、業者が提供しているシステムにより運営され、そのシステムの管理はサービス提供事業者が行っているため、サービス提供事業者における個人情報管理体制を確認する。

## 評価実施機関名

高知県南国市長

## 公表日

令和6年12月5日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	乳幼児等医療費助成に関する事務
②事務の概要	「南国市福祉医療費助成に関する条例」「南国市福祉医療費助成に関する条例施行規則」に基づき、対象者に医療費助成事務等を行う。 特定個人情報は以下の事務で取り扱う。 ・受給資格の認定に係る事務 ・変更申請等に係る事務
③システムの名称	住民基本台帳システム 個人住民税システム 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名連携システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年条例第四十五号)別表第一 第四の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2第4項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第10条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒783-8501 高知県南国市大桶甲2301番地 南国市役所 子育て支援課 TEL 088-880-6562
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒783-8501 高知県南国市大桶甲2301番地 南国市役所 総務課 TEL 088-880-6551

9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。	

<b>9. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている                      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ul>
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策                      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ul>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である                      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ul>
判断の根拠	]対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、住基システムへの入力に当たっては、作業者と別の者によるダブルチェックを行うこととしている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 平成29年9月19日時点	いつの時点の計測か 平成30年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成30年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 平成29年9月19日時点	いつの時点の計測か 平成30年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署	課長 田内 理香	課長	事後	様式変更
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつ時点の計測か 平成30年4月1日時点	いつの時点の計測か 平成31年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつ時点の計測か 平成30年4月1日時点	いつの時点の計測か 平成31年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策		(新規項目)	事後	新規項目への記載
令和2年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつ時点の計測か 平成31年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和2年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和2年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつ時点の計測か 平成31年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和2年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつ時点の計測か 令和2年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつ時点の計測か 令和2年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和3年9月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークス テムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用及び特定個人情報の提供に関す る条例 行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用及び特定個人情報の提供に関す る条例施行規則	番号法第19条第8号 行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用及び特定個人情報の提供に関す る条例 行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用及び特定個人情報の提供に関す る条例施行規則	事後	番号法改正に伴う変更
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和5年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和5年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和5年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和5年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和6年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和5年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和6年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和6年10月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークス テムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第8号 行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用及び特定個人情報の提供に関す る条例 行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用及び特定個人情報の提供に関す る条例施行規則	番号法第19条第9号 行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用及び特定個人情報の提供に関す る条例別表第2第4項 行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用及び特定個人情報の提供に関す る条例施行規則第10条		条例改正に伴う変更
令和6年10月1日	Ⅳリスク対策 8.人手を介在 させる作業		(新規)	事後	新規項目追加
令和6年10月1日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度 が高いと考えられる対策		(新規)	事後	新規項目追加